平成 15 年 6 月 26 日
国土交通省建築指導課

ホルムアルデヒド発散建築材料の審査方法について

区分	各種のホルムアルデヒド発散建築材料（みなし認定を含む。）に該当するかについての審査方法			
	第一種	第二種	第三種	規制対象外
①合板	合板 ※JAS 規格に適合するかどうかを問わず実態上合板に該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。	・改正後の JAS 規格による「F☆☆」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C1}」表示のある JAS マーク ・第二種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の合板の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の合板の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・改正後の JAS 規格による「F☆☆☆」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C0}」表示のある JAS マーク ・第三種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の合板の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の合板の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・改正後の JAS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C0}」表示のある JAS マーク＋ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が 0.3mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 ※上記の合板の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の合板の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
②木質系フローリング	木質系フローリング （単層フローリングで接着剤により面的に接着していないものを除く。） ※JAS 規格に適合するかどうかを問わず実態上木質系フローリングに該当するかどうかで判断。 ※単層フローリングについ	・改正後の JAS 規格による「F☆☆」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C1}」又は「F_{C0}」表示のある複合フローリングの JAS マーク又は改正前の JAS 規格による単層フローリングの JAS マーク＋ガ	・改正後の JAS 規格による「F☆☆☆」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C0}」表示のある複合フローリングの JAS マーク又は改正前の JAS 規格による単層フローリングの JAS マーク＋ガラス・デシ	・改正後の JAS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「接着剤等不使用」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着

	て接着剤により面的に接着しているかどうかは、当該単層フローリングの名称、説明書等から判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。	ラス・デシケーター法によるデシケーター値が1.5mg/l以下であることを証する試験成績書 ・第二種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の木質系フローリングの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質系フローリングの素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。 ※上記の改正前の JAS 規格による JAS マーク＋ガラスデシケーター法によるデシケーター値が1.5mg/l以下であることを証する試験成績書があることを確かめた旨の表示があれば、当該木質系フローリングは、第二種として取り扱う。	ケーター法によるデシケーター値が 0.5mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・第三種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の木質系フローリングの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質系フローリングの素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。 ※上記の改正前の JAS 規格による JAS マーク＋ガラスデシケーター法によるデシケーター値が0.5mg/l以下であることを証する試験成績書があることを確かめた旨の表示があれば、当該木質系フローリングは、第三種として取り扱う。	剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C0}」表示のある複合フローリングの JAS マーク又は改正前の JAS 規格による単層フローリングの JAS マーク＋ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が 0.3mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 ※上記の木質系フローリングの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質系フローリングの素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。 ※上記の改正前の JAS 規格による JAS マーク＋ガラスデシケーター法によるデシケーター値が 0.3mg/l 以下であることを証する試験成績書があることを確かめた旨の表示があれば、当該木質系フローリングは、規制対象外として取り扱う。
③構造用パネル	構造用パネル ※JAS 規格に適合するかどうかを問わず実態上構造用パネルに該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除	・改正後の JAS 規格による「F☆☆」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C1}」表示のある JAS マーク	・改正後の JAS 規格による「F☆☆☆」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C0}」表示のある JAS マーク	・改正後の JAS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C0}」表示のある JAS マーク＋ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が

	く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の構造用パネルの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の構造用パネルの素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・第三種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の構造用パネルの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の構造用パネルの素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	0.3mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 ※上記の構造用パネルの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の構造用パネルの素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
④集成材	集成材 ※JAS 規格（集成材及び構造用集成材）に適合するかどうかを問わず実態上集成材に該当するかどうかで判断。 ※軸材等に用いる場合は、制限を受けない。 ※右各欄に掲げるものを除く。	・改正後の JAS 規格による「F☆☆」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C1}」表示のある JAS マーク ・第二種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の集成材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の集成材の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・改正後の JAS 規格による「F☆☆☆」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C0}」表示のある JAS マーク ・第三種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の集成材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の集成材の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・改正後の JAS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C0}」表示のある JAS マーク＋アクリル・デシケーター法によるデシケーター値が 0.3mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 ※上記の集成材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の集成材の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
⑤単板積層材（LVL）	単板積層材 ※JAS 規格（単板積層材及び構造用単板積層材）に適合するかどうかを問わず	・改正後の JAS 規格による「F☆☆」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による「F☆☆☆」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用」表示

	実態上単板積層材(LVL)に該当するかどうかで判断。 ※軸材等に用いる場合は、制限を受けない。 ※右各欄に掲げるものを除く。	「F_{C1}」表示のある JAS マーク ・第二種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の単板積層材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の単板積層材の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	「F_{C0}」表示のある JAS マーク ・第三種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の単板積層材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の単板積層材の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F_{C0}」表示のある JAS マーク＋アクリル・デシケーター法によるデシケーター値が 0.3mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 ※上記の単板積層材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の単板積層材の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
⑥ＭＤＦ	ＭＤＦ ※JIS 規格に適合するかどうかを問わず実態上ＭＤＦに該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。	・改正後の JIS 規格による「F☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による「E_1」表示のある JIS マーク ・第二種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の MDF の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の MDF の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による「E_0」表示のある JIS マーク ・第三種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の MDF の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の MDF の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による「E_0」表示のある JIS マーク＋ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が 0.3mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 ※上記の MDF の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の MDF の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
⑦パーティクルボード	パーティクルボード ※JIS 規格に適合するかど	・改正後の JIS 規格による「F☆☆」表示のある JIS	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆」表示のある	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク

	うかを問わず実態上パーティクルボードに該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。	マーク ・改正前の JIS 規格による「E_1」表示のある JIS マーク ・第二種とみなす旨の大臣認定書 ※上記のパーティクルボードの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記のパーティクルボードの素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	JIS マーク ・改正前の JIS 規格による「E_0」表示のある JIS マーク ・第三種とみなす旨の大臣認定書 ※上記のパーティクルボードの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記のパーティクルボードの素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・改正前の JIS 規格による「E_0」表示のある JIS マーク＋ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が 0.3mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 ※上記のパーティクルボードの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記のパーティクルボードの素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
⑧その他の木質建材	木材のひき板、単板又は小片その他これらに類するものをユリア樹脂系、メラミン樹脂系、ユリア・メラミン共縮合樹脂系、フェノール樹脂系又はレゾルシノール樹脂系の接着剤により面的に接着し、板状に成型したもの ※ﾕﾘｱ樹脂、ﾒﾗﾐﾝ樹脂、ﾌｪﾉｰﾙ樹脂又はﾚｿﾞﾙｼﾉｰﾙ樹脂接着剤を用いているかどうかは、当該木質建材にこれらの接着剤を用いていない旨の表示があるかどうかで判断。	・第二種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の木質建材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質建材の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・第三種とみなす旨の大臣認定書 ※上記の木質建材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質建材の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 ※上記の木質建材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質建材の素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対象外して取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。

	※右各欄に掲げるものを除く。			
⑨ユリア樹脂板	ユリア樹脂板 ※右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・第三種とみなす旨の大臣認定書	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
⑩壁紙	壁紙 ※JIS 規格に適合するかどうかを問わず実態上壁紙に該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・第三種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が 0.2mg/l 以下であることを証する試験成績書 ※上記の壁紙を裁断したことを表示すれば、当該壁紙は規制対象外として取り扱う。 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
⑪接着剤（現場施工、工場での二次加工とも） ※二次加工に接着剤を用いた場合は、当該接着剤の名称、右欄の	壁紙施工用でん粉系接着剤 ※JIS 規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの接着剤に該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・第三種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が 0.1mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書

接着剤に該当するかどうか等を二次加工後の製品の説明書等に記載。	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤 ※ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ水溶液を用いているかどうかは、当該接着剤の名称、説明書等から判断。 ※JIS 規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの接着剤に該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・第三種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	ﾕﾘｱ樹脂、ﾒﾗﾐﾝ樹脂、ﾌｪﾉｰﾙ樹脂、ﾚｿﾞﾙｼﾉｰﾙ樹脂又はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系防腐剤を使用した接着剤 ※右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・第三種とみなす旨の大臣認定書	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
⑫保温材	ﾛｯｸｳｰﾙ保温板 ﾛｯｸｳｰﾙﾌｪﾙﾄ ﾛｯｸｳｰﾙ保温帯 ﾛｯｸｳｰﾙ保温筒 ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温板 ｸﾞﾗｽｳｰﾙ波形保温板 ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温帯 ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温筒 ※JIS 規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの保温材に該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。	・改正後の JIS 規格による「F☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋チャンバー法による放散速度が 0.12mg/㎡ h 以下であることを証する試験成績書 ・第二種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋チャンバー法による放散速度が 0.02mg/㎡ h 以下であることを証する試験成績書 ・第三種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋チャンバー法による放散速度が 0.005mg/㎡h 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書

	ﾌｪﾉｰﾙ樹脂系保温材 ※右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋チャンバー法による放散速度が 0.02mg/㎡ h 以下であることを証する試験成績書 ・第三種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋チャンバー法による放散速度が 0.005mg/㎡h 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
⑬緩衝材	浮き床用ｸﾞﾗｽｳｰﾙ緩衝材 浮き床用ﾛｯｸｳｰﾙ緩衝材 ※右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・第三種とみなす旨の大臣認定書	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
⑭断熱材	ﾛｯｸｳｰﾙ断熱材 ｸﾞﾗｽｳｰﾙ断熱材 吹込み用ｸﾞﾗｽｳｰﾙ断熱材 ※JIS 規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの断熱材に該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋チャンバー法による放散速度が 0.02mg/㎡ h 以下であることを証する試験成績書 ・第三種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋チャンバー法による放散速度が 0.005mg/㎡h 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	ﾕﾘｱ樹脂又はﾒﾗﾐﾝ樹脂を使用した断熱材 ※右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・第三種とみなす旨の大臣認定書	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
⑮塗料（現場施工）	ｱﾙﾐﾆｳﾑﾍﾟｲﾝﾄ 油性調合ﾍﾟｲﾝﾄ 合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ ﾌﾀﾙ酸樹脂ﾜﾆｽ ﾌﾀﾙ酸樹脂ｴﾅﾒﾙ	・改正後の JIS 規格による「F☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋ガラス・デシ	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋ガラス・デシ	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が 0.12mg/l 以下であることを証する試験成績書

	油性系下地塗料 一般用さび止めﾍﾟｲﾝﾄ 多彩模様塗料 家庭用屋内木床塗料 家庭用木部金属部塗料 建物用床塗料 （いずれも、ﾕﾘｱ樹脂、ﾒﾗﾐﾝ樹脂、ﾌｪﾉｰﾙ樹脂、ﾚｿﾞﾙｼﾉｰﾙ樹脂又はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系防腐剤を使用したものに限る。） ※ﾕﾘｱ樹脂、ﾒﾗﾐﾝ樹脂、ﾌｪﾉｰﾙ樹脂、ﾚｿﾞﾙｼﾉｰﾙ樹脂又はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系防腐剤を用いているかどうかは、当該塗料にこれらの樹脂等を用いていない旨の表示があるかどうかで判断。 ※JIS 規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの塗料に該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。	ケーター法によるデシケーター値が 1.8㎎/l 以下であることを証する試験成績書 ・第二種とみなす旨の大臣認定書 ※調色等のため、複数の上記の塗料を混合した場合は、混合後の製品に複数の上記の塗料を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該製品は第二種として取り扱う。	ケーター法によるデシケーター値が 0.35㎎/l 以下であることを証する試験成績書 ・第三種とみなす旨の大臣認定書 ※調色等のため、複数の上記の塗料を混合した場合は、混合後の製品に複数の上記の塗料を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該製品は第三種として取り扱う。	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 ※調色等のため、複数の上記の塗料を混合した場合は、混合後の製品に複数の上記の塗料を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該製品は規制対象外として取り扱う。
⑯仕上塗材（現場施工）	内装合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ系薄付け仕上塗材 内装合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ系厚付け仕上塗材 軽量骨材仕上塗材 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ系複層仕上塗材 防水形合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ系複層仕上塗材	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・第三種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書

	（いずれも、ﾕﾘｱ樹脂、ﾒﾗﾐﾝ樹脂、ﾌｪﾉｰﾙ樹脂、ﾚｿﾞﾙｼﾉｰﾙ樹脂又はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系防腐剤を使用したものに限る。） ※ﾕﾘｱ樹脂、ﾌｪﾉｰﾙ樹脂、ﾚｿﾞﾙｼﾉｰﾙ樹脂又はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系防腐剤を用いているかどうかは、当該仕上塗材にこれらの樹脂等を用いていない旨の表示があるかどうかで判断。 ※JIS 規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの仕上塗材に該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。			
⑰接着剤（現場施工）	酢酸ﾋﾞﾆﾙ樹脂系溶剤形接着剤 ｺﾞﾑ系溶剤形接着剤 ﾋﾞﾆﾙ共重合樹脂系溶剤形接着剤 再生ｺﾞﾑ系溶剤形接着剤 （いずれも、ﾕﾘｱ樹脂、ﾒﾗﾐﾝ樹脂、ﾌｪﾉｰﾙ樹脂、ﾚｿﾞﾙｼﾉｰﾙ樹脂又はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系防腐剤を使用したものに限る。） ※ﾕﾘｱ樹脂、ﾒﾗﾐﾝ樹脂、ﾌｪﾉｰﾙ樹脂、ﾚｿﾞﾙｼﾉｰﾙ樹脂又はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系防腐剤を用いているかどうかは、当	・改正後の JIS 規格による「F☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋チャンバー法による放散速度が 0.12mg/㎡ h 以下であることを証する試験成績書 ・第二種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋チャンバー法による放散速度が 0.02mg/㎡ h 以下であることを証する試験成績書 ・第三種とみなす旨の大臣認定書	・改正後の JIS 規格による「F☆☆☆☆」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク＋チャンバー法による放散速度が 0.005mg/㎡h 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書

	該接着剤にこれらの樹脂等を用いていない旨の表示があるかどうかで判断。 ※JIS 規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの接着剤に該当するかどうかで判断。 ※右各欄に掲げるものを除く。			

※ 試験成績書は、製造者等が出荷段階において公正中立で技術的能力のある機関（建築基準法に基づく指定性能評価機関、指定性能評価機関としての指定が可能なもの又は JAS の登録外国認定機関等（別添参照））に依頼して測定したものに限る。

※ 大臣認定書及び試験成績書は、これらの写しで足りる。

※ 複数のホルムアルデヒド発散建築材料で構成された建築材料の区分は、これを構成するホルムアルデヒド発散建築材料の中で区分が最も下位のものの区分とする。

※ 複数の建築材料を工場で組み立てた建具、収納家具等のユニット製品については、各建築材料がそれぞれ上記に該当するかどうかを判断することとするが、根拠を確認するための方法（連絡先等）が記載された当該ユニット製品の説明書等から判断して差し支えない。

※ 原則として、大臣認定は JIS 規格又は JAS 規格に適合しない建築材料を対象とする。

※ JIS 規格又は JAS 規格によるマークに紛らわしい表示はしてはならない（工業標準化法第 19 条第７項又は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 18 条第３項）。

【別添】

ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価に係る指定性能評価機関の一覧

機関名	電話番号	住所	指定※日
(財)建材試験センター	03-3664-9216	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2－9－8	平成 15 年 3 月 14 日
(財)日本紡績検査協会	03-3661-7179	〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル内	平成 15 年 4 月 4 日
(財)日本建築センター	03-3434-7169	〒105-8438 東京都港区虎ノ門 3-2-2　第 30 森ビル	平成 15 年 3 月 14 日
(財)日本合板検査会	03-3591-7438	〒105-0003 東京都港区西新橋 1-18-17 明産ビル	平成 15 年 3 月 14 日
(財)日本住宅・木材技術センター	03-3589-1796	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル４F	平成 15 年 3 月 14 日
(財)日本塗料検査協会	03-3443-3011	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-12-8 東京塗料会館 205	平成 15 年 3 月 14 日
(財)ベターリビング	03-5211-0599	〒102-0084 東京都千代田区二番町 4-5 相互二番町ビル６階	平成 15 年 3 月 14 日
(財)化学物質評価研究機構	06-6771-5157	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝 1-6-5	平成 15 年 4 月 4 日
(財)日本建築総合試験所　建築評定センター	06-6966-7600	〒540-0024 大阪市中央区南新町 1-2-10　ＴＳビル４Ｆ	平成 15 年 3 月 14 日

※　建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第５９条第８号の３に規定される令第２０条の５第２項から第４項までの認定に係る性能評価を行う者としての指定

公正中立で技術的能力のある機関一覧

機関名	電話番号	住所
北海道立北方建築総合研究所	0166-66-4211	〒078-8801 旭川市緑が丘東１条 3-1-20
(財)化学技術戦略推進機構高分子試験・評価センター	03-3862-4841	〒111-0052 東京都台東区柳橋 2-22-13

(財)日本化学繊維検査協会	03-3241-7319	〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町４？４？２０三井第二別館
(財)日本食品分析センター	042-372-6703	〒206-0025 東京都多摩市永山 6-11-10
(財)東海技術センター	052-771-5161	〒465-0021 名古屋市名東区猪子石 2-710

JAS の登録外国認定機関等

ＡＰＡ－エンジニアード・ウッド協会 APA-The Engineered Wood Association	253-565-6600	7011 South 19th Street, Tacoma, WA USA 98466
ティコ Timberco, Inc. dba TECO	608-221-3361	2402 Daniels Street, Madison, WI USA 53718
プロフェッショナル サービス インダストリーズ Professional Service Industries, Inc	541-484-9212	2710 West 5th Avenue Eugene, Oregon UAS 97402
プライウッド アソシエーション オブ オーストラレイシア Plywood Association of Australasia	07-3854-1228	3 Dunlop Street Newstead Brisbane QLD Australia
ムツアグン ルスタリ(株) ＰＴ Mutuagung Lestari	021－8740202	JI.Raya Bogor KM 33,5 No.19 Curug, Cimanggis,Depok 16953, West Jawa, Indonesia
カナディアン　プライウッド　アソシエーション Canadian Plywood Association	(604)981-4183	735 West 15th Street , North Vancouver, B.C. V7M Canada